

街頭防犯カメラシステムに関する規程

北海道公安委員会規程第3号

平成23年12月26日

街頭防犯カメラシステムに関する規程を次のように定める。

街頭防犯カメラシステムに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

街頭防犯カメラシステム 街頭防犯カメラにより撮影した画像を表示し、及び記録するシステムをいう。

街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を目的として、道路その他の公共の場所に設置する防犯カメラであって、北海道警察が運用するものをいう。

画像データ 街頭防犯カメラにより撮影した画像を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により記録したものをいう。

(基本原則)

第3条 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

(設置の明示)

第4条 警察本部長は、防犯カメラが設置されている場所において、当該防犯カメラが設置されていることを明らかにするため必要な措置を講ずるものとする。

(責任者の指定)

第5条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムを適正に運用するため、責任者を指定するものとする。

(画像データの活用)

第6条 警察本部長は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のために必要な限度において、画像データを活用することができる。

(報告)

第7条 警察本部長は、前条の規定により画像データを活用した場合は、北海道公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第8条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。